



特例制度の手引き

「新規開店」、「合併」、「法人成り・個人成り」、「事業承継」又は「罹災」の事由があり、一定の要件を満たす場合は、特例により売上高又は売上高減少額を算定することができます。

「売上高方式」かつ「協力金の額が下限額」で申請する場合は、特例制度を適用せずに申請してください。

（特例制度を適用して申請した場合、審査にお時間をいただきます。）

【御注意】

確定申告書類の控え、売上帳等の写し、飲食部門売上報告書についての詳細は、「売上高等確認書類の手引き」を確認してください。

なお、特例制度を適用する店舗については、個別・具体的な事情を勘案した上、上記以外にも追加で書類を提出いただく場合があります。

1 新規開店特例

令和元年10月2日から令和3年9月30日までの間に新規開店している場合は、下記の方法により1日当たりの売上高又は売上高減少額を算定することができます。

【売上高方式】

$$\begin{aligned} & \text{（開店日から初回決算日等までの売上高※1）} \\ & \quad \div \text{（開店日から初回決算日等までの日数※1）} \\ & \quad = \text{1日当たりの売上高（1円未満切捨て）} \end{aligned}$$

※1 初回決算日（法人の場合は、開店日以降の初回の事業年度終了の日を指します。）が令和3年9月30日に到来しない場合、開店日から令和3年9月30日までの売上高及び日数で算定してください。

（例1）令和元年11月1日に開店し、初回決算日が令和2年10月31日の場合
 $(R1.11.1 \sim R2.10.31 \text{ の売上高}) \div (R1.11.1 \sim R2.10.31 \text{ の日数})$

（例2）令和2年11月1日に開店し、初回決算日が令和3年10月31日の場合※1
 $(R2.11.1 \sim R3.9.30 \text{ の売上高}) \div (R2.11.1 \sim R3.9.30 \text{ の日数})$

【売上高減少額方式】

$$\begin{aligned} & \text{（開店日から初回決算日等までの売上高※2）} \\ & \quad \div \text{（開店日から初回決算日等までの日数※2）} \\ & \quad - \text{（令和3年の10月の売上高）} \div \text{（31日）} \\ & \quad = \text{1日当たりの売上高減少額（1円未満切捨て）} \end{aligned}$$

※2 初回決算日（法人の場合は、開店日以降の初回の事業年度終了の日を指します。）が令和3年9月30日に到来しない場合、開店日から令和3年9月30日までの売上高及び日数で算定してください。

（例1）令和元年11月1日に開店し、初回決算日が令和2年10月31日の場合
 $(R1.11.1 \sim R2.10.31 \text{ の売上高}) \div (R1.11.1 \sim R2.10.31 \text{ の日数})$
 $- (R3.10 \text{ の売上高}) \div (31 \text{ 日})$

（例2）令和2年11月1日に開店し、初回決算日が令和3年10月31日の場合※2
 $(R2.11.1 \sim R3.9.30 \text{ の売上高}) \div (R2.11.1 \sim R3.9.30 \text{ の日数})$
 $- (R3.10 \text{ の売上高}) \div (31 \text{ 日})$

<必要な書類>

- 特例適用申出書
- 協力金額算定シート（新規開店特例用）
- 開店日が確認できる書類（店舗オープンのチラシ、ホームページでの告知等）
- 開店日から初回決算日等までの飲食部門の売上高を確認できる書類
（確定申告書類の控え※1、新規開店した店舗の売上帳等の写し※2）
※1 開店日以降に初回決算日等が到来していない場合は直近の確定申告書類の控え
※2 複数店舗を有する場合、飲食部門以外の売上高がある場合、確定申告書類の控えが提出できない場合は必要です。
- 開業日又は法人設立日（法人の場合は事業年度）が確認できる書類
※開業又は法人設立後に一度も決算日が到来しておらず、確定申告書類の控えが提出できない場合は必要です。
個人の場合：個人事業の開業・廃業等届出書等（税務署等の受付印等があるもの）
法人の場合：法人設立届出書等（税務署等の受付印等があるもの）
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

2 合併特例

令和元年10月2日から申請日までの間に合併があり、事業の継続性が認められる場合は、合併前の令和元年又は令和2年の10月の売上高を用いて協力金額を算定することができます。

<必要な書類>

- 特例適用申出書
- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 履歴事項全部証明書（合併年月日が時間短縮営業の要請期間最終日までのもの）
- 該当店舗の令和元年又は令和2年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 令和元年又は令和2年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

3 法人成り・個人成り特例

和元年10月2日から申請日までの間に法人成り又は個人成りがあり、事業の継続性が認められる場合は、法人成り又は個人成りの前の令和元年又は令和2年の10月の売上高を用いて協力金額を算定することができます。

<必要な書類>

- 特例適用申出書
- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 法人を設立したことが確認できる書類（法人設立届出書等及び履歴事項全部証明書）
※法人成りの場合は必要です。（法人設立届出書等は税務署等の受付印があるもの）
- 法人を廃止したことが確認できる書類（閉鎖事項全部証明書等）
※個人成りの場合は必要です。

- 個人事業の開業・廃業等届出書等（税務署等の受付印等があるもの）
- 令和元年又は令和2年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 令和元年又は令和2年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに、店舗ごとの令和元年又は令和2年の10月の飲食部門の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

4 事業承継特例

令和元年10月2日から申請日までの間に事業承継があり、事業の継続性が認められる場合は、事業承継前の令和元年又は令和2年の10月の売上高を用いて協力金額を算定することができます。

<必要な書類>

- 特例適用申出書
- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 事業の引継が行われていることが明記されており、かつ開業日が時間短縮営業の要請期間最終日までのもの（後継者の個人事業の開業・廃業届出書等）
- 前経営者の死亡年月日が申請日以前であることが確認できる書類（個人事業者の死亡届出書等（税務署等の受付印等があるもの））
※死亡による事業承継の場合は必要です。
- 前経営者の令和元年又は令和2年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 前経営者の令和元年又は令和2年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに、店舗ごとの令和元年又は令和2年の10月の飲食部門の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

5 罹災特例

令和元年又は令和2年の10月において、災害の影響を受けて売上高が減っている場合、平成30年の10月の売上高を用いて協力金額を算定することができます。

<必要な書類>

- 特例適用申出書
- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 罹災証明書（令和元年又は令和2年に罹災したことが確認できるもの）
- 平成30年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 平成30年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに、店舗ごとの平成30年の10月の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。